論 文

クールー初期森林政策史 1846-1876

吉 住 知 文

はじめに

- 1. クールー概観
- 2. 旅行記に見るイギリス領編入前の森林
 - 2.1 ムーアクロフト
 - 2.2 カニンガム
 - 2.3 ソムソン
- 3. 初期の森林調査
 - 3.1 ロンデン
 - 3.2 クレッグホーン
 - 3.3 スチュワート
- 4. 初期の森林政策
 - 4.1 土地査定
 - 4.2 総督ダロージーの森林政策覚書き
 - 4.3 パンジャーブ山地県森林保護規則
 - 4.4 1865年森林法
 - 4.5 1867年政令
 - 4.6 改訂土地査定
 - 4.7 森林区画と森林局への管轄移管
- 5. 鉄道建設とクールーの森林
- 6. 森林育成

おわりに

はじめに

この小論では、現在のインドのヒマチャル・プラデーシュ (Himachal

Pradesh)州(State)クールー(Kullu)県(District)における、イギリス編 入後の初期の森林政策の形成過程を検証する。この地域は、第一次シック戦争 後の1846年にイギリス(当時は東インド会社)の支配下に入った。その後、植 民地開発のために木材が枯渇する事態に直面したイギリス植民地政府が、その 木材需要に応えるために、インドに導入したヨーロッパ式の「科学的営林」を 重点的に展開した地域の一つである。クールー地方はヒマラヤスギ (Cedrus deodara) やアオマツ (Pinus Wallichiana (excelsa)) が比較的豊富で、何より も河川による平原地域への搬送条件に恵まれていたことによる。クールーが植 民地政府の森林政策の展開にとって重要な地域であったことは、後述のように、 イギリス領に編入されてから5年ほどしか経たない1851年に、インド総督 (Governor-General) ダロージー (I. Dalhousie) が、軍人のロンデン (H.M. Longden) に、この地域を含む森林調査命じたこと、森林査定(Forest Settlement)¹⁾ための予備調査 (1876年) に、中央政府の森林長官 (Inspector-General of Forest) ブランディス(D. Brandis) 自らが乗り出していること、森林査定 の過程でインド総督やイギリス本国政府が論争に加わっていることなどからも 明らかである²。

今日まで、インドの森林政策史に関しては、豊富な研究が行われてきており、様々観点からの論争も行われてきた。それは、イギリスの支配下で、精緻な森林行政機構が整備され、研究機関や森林行政官の養成機関も整備され、何よりも豊富な史料が残されていることによる。しかし、上記のようにインド森林政策史上重要な意味を持つクールーではあるが、その森林政策史を総合的にあつかった先行研究は、今のところ未見である。サベルワル(V. Saberwal)は、"Pastoral Politics"で、西ヒマラヤの牧畜をめぐる長期的スパンの政治史の中で、牧地を管轄する森林局の政策史を分析しているが、クールー森林政策史を直接扱っているわけではない [Saberwal 1999]。シン(Chetan Singh)は、"Natural Premises"で、長期的スパンの中で、ヒマチャル・プラデーシュ州

¹⁾ 個々の森林の法的区分を決定し、その用益権を査定する作業。

²⁾ なお、小論では、1846年の編入から、1876年の森林査定のための予備調査の前までを扱う。森林査定のための予備調査と森林査定については、[吉住 2001]、 「吉住 2008] である程度分析したが、詳細は別の機会に譲る。

の環境と社会と経済の相関関係を分析した。政治勢力の台頭、耕作パターン、非耕地利用の方法などへの生態の影響などに示唆を含む部分が多い。クールーの森林についても記述があるが、郡レベルの一次史料にほとんど当たっておらず、依拠する史料の多くが県誌(District Gazetteer)や土地査定報告書(Settlement Roport)で、史料批判も不充分である³¹。

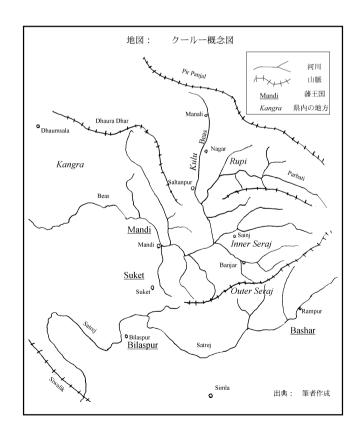
1. クールー概観

この小論で扱う時代には、クールー地方は行政的には、パンジャーブ(Punjab)州カングラ(Kangra)県クールー亜地区(Sub-Division)に属する。クールー亜地区は、6,000メートル級のピル・パンジャル(Pir Panjal)山脈から流れだしたビアーズ(Beas)川が南流して、ダウラ・ダール(Dhaula Dhar)山脈を横切るところまでに形成した、南北に長さ約70キロメートル、巾5-10キロメートル、標高1,000~2,000メートル広い横谷を領域とする。ただクールー亜地区は、サトレジ(Satlej)川の流域である外セラージ(Outer Seraj)を含んでおり、その北のビアーズ流域に属する内セラージとともに1つの郡(tahsil)を形成する。このセラージ郡とクールー郡がクール固有区(Kullu Proper)を形成している。ビアーズ川には、西流してクールー谷下流部で合流する大きな支流、パールバティー(Parbati)川がある。この流域はルピ(Rupi)と呼ばれるクールー亜地区の下位徴税区ワジリ(Waziri)になっている。また、同じく北にラホウル(Lahoul)、東にスピティー(Spiti)の2つのワジリがあってクールー亜地区に属するが、生態的にも文化的にも異なり、適用される森林規則も森林査定も異なる。小論で、クールー亜地区と断らずに、

³⁾ たとえば、実際にはクールーの森林査定の完了は、保護林を決定する告知が出された1896年とすべきであるが、アンダーソンの森林査定報告書が出された1886年としている [Shingh 1998: 148]。クールーの森林査定は、アンダーソンの報告書が出された後も、さまざまな議論が噴出して、1894年の保留林告知経て、1896年に決着したのである。しかもシンは、その区画林面積を、1917年版の県誌からの孫引きしたためか、本来のアンダーソンの報告書で1,239.75平方マイル(793,400エーカー)[Anderson 1886: 9] となっているのを、777,047エーカーと記している [Singh 1998: 148]。

クールーという場合は、このラホウルとスピティーの2つのワジリを除いた クールー固有区を指すものとする。

小論で扱う時代の行政組織は、次のようになっている。最小の行政単位は、自然村に近いパティー(pathi)であり、ランバーダール(lambardar)と呼ばれる者が担当するが、地税法(Land Revenue Act)にいうランバーダールと違って地税徴収を担当するのではなく、労働力の徴用を担当した。その上に行政村のコーティー(kothi)があり、村長はネギ(negi)と呼ばれる。これが、最小の徴税単位でもあり、徴税はネギの仕事である。パンジャーブ州も他のイギリス領インドと同じく、税務局(Revenue Department)が行政の中心担当当局であり、行政区画は徴税区画でもある。コーティーの上の行政単位は郡で、ターシルダール¹⁰(tahsildar)が担当する。ただし、クールー亜地区の2つの郡



のうちのセラージはナイーブ・ターシルダール(naib-tehsildar)と呼ばれる、副郡長が担当した。その上がクールー亜地区でアシスタント・コミッショナー $^{5)}$ (Assitant Commissioner)が担当した。当初はこれより上位の行政官はイギリス人であった。その上はカングラ県で県知事(Deputy Commissioner)が担当する。その上はジャランダール地区(Jullundur Division)でコミッショナーアンドスーパーインテンデント $^{6)}$ (Commissioner and Superintendent)が担当した。その上はパンジャーブ州の財務局長(Financial Commissioner)で州知事(Lieutenant-Governor)に服属した。なお現在のクールー県の県庁は、かつてのサルタンプル(Saltanpur)で、今はクールーと呼ばれる町におかれているが、小論で扱う時代はクールー亜地区の首都はナガル(Nagar)に置かれた。

クールーは、ケッペンの気候区分でいうところの温暖冬季少雨気候と温暖湿潤気候との漸移地帯である。クールー地方は、ダウラダール山脈によって夏のモンスーンの影響が遮断されるため、ほとんどの地域で年間降水量が1,000~1,200ミリメートルとなっている。降水量は、夏のモンスーン期の7~9月に最も多く、10~12月に最も少なくなる。降水量は、1~3月にまた多くなるが[Sharma 1979: 3]、この12~3月の降水は地域にとって重要である。それは冬作のためのみならず、この時期に高山に降る雪が、夏作の灌漑水の源となるからである。ちなみにサルタンプルの1913-16年の平均降水量は10月1日-3月31日が15.87フィート(483.7ミリメートル)、4月1日-9月30日が23.87フィート(727.6ミリメートル)、年間降水量が39.74フィート(1,211ミリメートル)となっている [anonymous 1918: 15]。気温は標高の影響を強く受けるが、一般的に言ってクールー地方は、内陸部にあるため気温の較差が大きい。1817年頃のサルタンプルの気温の推計値は、過去21年間の平均値で最も高い6月の月平均気温が78.7°F(25.9°C)最も低い2月が41.3°F(5.2°C)である [ibid::14]。次にクールー地方の植生であるが、ビアーズ下流域はサンヨウマツ(Pinus

次にクールー地方の植生であるが、ビアーズ下流域はサンヨウマツ (Pinus roxburghii (longifolia)) を中心とする亜熱帯マツ林、上流域は飼料カシ (Quer-

⁴⁾ 以降, 郡長と記す。

⁵⁾ 以降, 亜地区知事と記す。

⁶⁾ 以降, 地区知事と記す。

cus dilatala), ヒマラヤスギ, アオマツなどを中心とするヒマラヤ湿潤温帯林となる。さらに高度をあげるとシャクナゲ (Rhodedendron) やカンバの矮木や山岳草地となる「Pirazizy 1992: 49-57]。

クールー谷は、上述のように谷底で1,000メートル以上の標高を持ち、数千 メートルの急峻な山に囲まれた地でありながら、一方で、広い谷底、夏のモン スーンと冬の雪に涵養される豊富な水、有機質に富むシルトないし粘土質の過 湿生成土壌「ibid:: 35-36]といった農業の自然条件に恵まれている。また, 技 術的には、古くから灌漑が発達し、用水は、しばしば、遠くから木の導水管に よって、崖を回り、流れを横切って導かれた。クールー谷地域では、19世紀末 の人工灌漑率は14パーセントであったが [Agnew 1899: 81], これは, この地 域の地形を考えると、数字以上に評価すべきものであろう。一般に灌漑地には、 夏作に米、冬作に小麦が栽培される。非灌漑地の作物は、土壌、気候条件等に よって大きく異なるが、クールー地方は降水量が豊かなので、非灌漑地でも米 が広く栽培された「loc. cit.]。クールーはまた牧畜の盛んな地域である。主な 家畜は、牛、山羊、羊である。牛は、耕作、運搬、牛乳生産、堆肥用の糞採集 用に飼われている。ここはまた、羊毛産業の盛んな所で「Harcourt 1871: 77. Carleton 1887], 専業者のみならず, 多くの農家に機織り機があり, 毛織物が 農民たちの重要な収入源となっていた。農民たちはその原料とするため、ある いは羊毛を販売するために羊を持っている。

次にクールー地方の歴史を概観しておこう。この地方の近世までの歴史はあまりよくは分かっていないが、定説といえるのはおよそ次のようなものであろう。紀元前に、西はインダス川から東はブラフマプートラ川にいたる、ヒマラヤ南麓の広い地域に、カーサあるいはカーシャ n (Khasa or Khasha) と呼ばれる人々が定住した。クールーも古くからカーサの定住地であった。グプタ朝時代にはその支配下に入ったが、その後、この地域はラーナ(Rana)やタクール(Thakur)と呼ばれる地方領主の治めるところとなった。やがてラージプート(Rajput)が平原より進出し、ラーナやタクールと主導権を争い、クールー

⁷⁾ 彼らはアーリア系の言語を話すがその起源に関しては定説がない。インドアーリア人の侵入以前から居住していた中央アジア系のアーリア人との説もある [Sing 1992: 20, Abluwalia 1998: 21]。

を含む西ヒマラヤの各地で王権を確立していった。このころにクールーに成立 したのが、イギリス支配直前まで続いたパル(Pal)王朝である。パル王朝の 首都は、当初は、クールー谷の中ほどにあるナガルにあった。王国は、17世紀 に15キロメートルほど下流のサルタンプルに首都を遷すと共に、17~18世紀に は強力な小王国を作り上げ、周辺の小王国と争った。この時代以降の歴史は比 較的明らかになっている。19世紀にはこの地はネパールのグルカ(Gurkha) に攻められ、王はカングラに逃れて、新興シック王国のランジート・シン (Raniit Singh) に助けを求めた。ランジート・シンはグルカを撃退するとと もに、西ヒマラヤ地方のほとんどの地域を支配下に入れた。クールーの王も名 ばかりの存在となった。1839年、シック王国はクールーの完全な併合を目指し て軍を派遣した。王は無抵抗であったが、セラージに連行され、侮辱と抑圧を 受けた。1840年、王への忠誠心と尊敬の念の厚いセラージの住民は、王への仕 打ちに反発し、長官(Wazir)の指揮のもとに軍隊を組織して立ち上がった。 彼らは、地の利を生かしたゲリラ戦法でシック軍に戦いを挑み、王を保護した 上にシック軍を撃退した。やがてクールーの領地は王に返還されたが、当時す でにイギリスの勢力がヒマラヤ地方にまで及んでいた。1846年、第一次シック 戦争に勝ったイギリスは、サトレジ川からラビ(Rabi)川に至る地域を支配下 に入れた。その後、クールーは、藩王国ではなく、ラホウル、スピティーとと もにカングラ県に編入され、パル王朝は滅びた「Agnew 1899, Aithison 1931, Abluwalia 1998. Shabab 1996などによる]。

2. 旅行記に見るイギリス領編入前の森林

イギリス領編入前のクールーの森林の状況については、それを知ることができる資料がきわめて限られている。ここではまず、わずかながら編入前後にクールー地方を訪ねたヨーロッパ人旅行者の紀行文から、森林に関する記述を見てみる。

2.1 ムーアクロフト

ヨーロッパ人で最初に、クールーを訪れた記録を残したのはムーアクロフト (William Moorcroft) である。彼は、1820年マンディー (Mandi) からウッタル・サール (Uttar Sal) を経由してクールーのバジャウラ (Bajaura) に至る、標高2,000メートルの峠付近について、次のように記している。

駿河台経済論集 第21巻第2号 (2012)

この地方の印象はすばらしい。同じ方向に、山頂から広大な斜面が下がってきているが、ヒマラヤスギ、イトスギ(cupressus torulosa)、モミの木立で、その斜面は分けられている。道沿いにはシャクナゲやカシが生えている。(中略)。遠くの正面には、われわれの進行を阻むかのように、雪のピークが聳えている。下の丘には、白い山羊の大群が草を食み、いくつもの台形の土地の上には、村や耕地が載っている。きらきらと光る小川が、谷を曲がりくねりながら流れており、マツの黒い森が、われわれの足元で、[雨を心配して]眉をひそめていた。(中略)。われわれは、足を早めて森に飛び込んだ。ヒマラヤスギを含む、多くの荘厳なマツの種類の木が、森を飾っていた。「Moorcroft 1841: 168-9]

また、マナリー(Manali)を過ぎ、ビアーズ川の最上流部にさしかかった付近について、「川の両側とそれに続く高地は、ヒマラヤスギやさまざまな種類のマツによって占められている」と記している。一方、木が多く伐採されてたり、森林が荒廃している様子を記した部分は無く、イギリスの支配下に入る直前にはクールー地方には、豊かな森林があったことが分かる。

2.2 カニンガム

編入直後の1846年8月,エンジニアのカニンガム (Alexander Cunningham) がクールーを訪れた。彼は、その紀行文の中で、クールーの森林に関して次のように記している。ビアーズ川のサルタンプルの上流には木の生えた中州がたくさん見られ、緑と様々な景観が目を楽しませてくれる。マナリーの南14キロメートルから北へ2キロメートルは、道がビアーズ川沿いについているところは森林で覆われている [Cunningham 1846: 208-9]。さらに上流のシタ・クンド(Sita-kund)の「温泉からマナリーまでの5マイルは、道路は深い森林の中に付けられている」 [ibid:: 209]。マナリー川の対岸には、松に覆われた長い山脚がある。

この旅行記にも、バジャウラ近くのマウル(Mawur)川のデルタで、洪水によって数千本の木が打ち上げられていることを除いて、森林が人手によって 荒廃していることを示す記述はない。

2.3 ソムソン

ついで、編入翌年の1847年の8月には、ソムソン(Thomson)がサトレジの上流を探検し、クールーの外セラージ地域の森林状況に関する記録を残している。ただ、外セラージはサトレジ川の右岸(北側)にあり、左岸(南側)は

バシャール(Bashar) 藩王国なので、記述にサトレジ川の右岸か左岸か、南 側か北側かが明記されていないと、外セラージに関する記述なのか、バシャー ルに関する記述なのか特定できないという問題がある。彼は、植物学の知識が 豊富で、植生についてかなり詳細に記している。外セラージを含むと想定され る地域の最も下流部は、かなり気温が高く、熱帯的な植生が豊富で、マンゴー、 バニアン (Ficus indica), インドボダイジュ (Ficus religiosa), センダン (Melia Azedarch), ニーム (Azadirachta) などのすばらしい森林があった [Thomson 1852: 51]。そこから上流は、急な斜面が続き、木が少なく、ブッシュと粗 末な草が卓越する、やや乾燥した植生であった。バシャールの首都ラーンプル (Rampur) から上流では、シャクナゲやカシ (Quercus incana) が多くなる。 ガオラ (Gaora) 近辺からは北斜面®は、低位が温帯樹、上部はトキワガシ、 ヒマラヤスギ、エゾマツなどの木が豊富に見られたという。サラハン(Sarahan) からタランダ(Taranda)の間は、「眼下に、深く豊かな木に覆われた谷 のすばらしい景色が連続してい たという [ibid: 59-61]。この地域では、太 陽光の照射による乾燥度の違いから、北斜面と南斜面では、樹冠被率に大きな 差が出てくる場合もあるので「Carleton 1887」、これらの記述の内、どれほど が外セラージ側について当てはまるのか、不明な点もあるが、少なくとも、本 書の外セラージを含むと思われる地域についての記述に、森林破壊が進んでい ることを示すような記述はない。

以上の旅行者の記述からは、いずれもイギリスの支配下に編入される前のクールーには豊かな森林があり、それらが人為的な要因で破壊されているような兆候はおおむね見られなかったことが想定される。それが、後述のように、およそ四半世紀後の1869年の旅行者は、マナリーのヒマラヤスギが森林局(Forest Department)⁹によって伐採されているのを見ることになった。

3. 初期の森林調査

クールーがイギリス領に編入されて間もない頃から,何度かの森林調査が行われた。それらの調査から,調査時点でのクールーの森林の状況を見てみよう。

⁸⁾ つまり、セラージ側ではなく、サトレジ川左岸のバシャール側。

⁹⁾ 各州の森林行政を担当する局。詳細は [吉住 2010a: 133-5] 参照。

3.1 ロンデン

クールーがイギリス領に編入されてから5年ほどしか経たない1851年、インド総督ダロージーは、軍人のロンデンに、チャンバ(Chamba)からシムラ (Simla)までの森林調査命じた。彼は、52年から53年にかけてそれらの地域の森林調査を行い、短い報告書を書いた [Stebbing 1922-26: (I) 264]。この報告書は未見であるが、この報告書に付けられた地図は、クールーのさまざまな区分の森林の分布をよく捉えているという [Brandis et al. 1877: 1]。この報告書が提出された後の1855年、ダロージーは、包括的な森林政策を遂行するための覚書(A Memorandum of the Government of India, 1855)を発表した。後で詳述するように、この覚書きはその後の森林政策に大きな影響を与えた。ロンデンの報告書がこの覚書きにどのような影響を与えたかは不明である。しかし、ここで重要なのは、インド総督自らが、しかも、イギリス領への編入後間もない時期に、クールーを含む地域の森林調査を命じたことで、植民地政府がこの地域の森林にいかに強い関心を持っていたかがうかがえる。

3.2 クレッグホーン

次いで、1861年マドラス(Madras)管区(Province)の森林保護官(Conservator of Forest)であったクレッグホーン(H. Cleghorn)がパンジャーブに 赴任した。彼は、62年と63年の夏、西ヒマラヤの木材調査と営林保全計画を立 てるための調査を行った。その調査報告書によると、当時のクールーの森林以下のような状態であった。

ビアーズ渓谷は、河岸段丘が広くて緑が多く、急斜面や崖が少ない、とても美しい谷である。河岸は木に覆われ、緑の中洲が多く、堤防沿いには、立派な馬道があるなどの点で、サトレジやチェナブ(Chenab)の渓谷と違っている。クールーのヒマラヤスギは、チャンバやバシャールと比べて少なく、木のサイズも小さい。ヒマラヤスギは、この地方のさまざまな地域にあるが、豊富とは言えない。例外は、ジャガツク(Jagatsukh)村の上方で、すばらしいヒマラヤスギの森がある。マナリーのヒマラヤスギの森は、ビアーズ右岸にそって、数マイルも続いている。さらに下流にも、両岸の少し高いところに、[ヒマラヤスギの]木や森があるが、成木は谷全体で、1万本はないであろう。マナリーのヒマラヤスギは、1848年にアルメニア人商人が、すばらしい木を伐採してしまった。その後、マンディーや地元の商人が、かなりの本数を伐採した。

バルワ(Burwa)には、その証拠となる大きな切り株が数百本ある。近年数人の地元商人が伐採許可を申請しているが、残りは小さい木ばかりで利益が出る見込みは薄い。マナリーのヒマラヤスギの森林は、アクセスが容易なこと、ナガルの亜地区知事事務所から近くて監督しやすいこと、英領であることがから、優位性を持っており、政府の用途のために保留すべきである。また、ここでは堤防が低いので、木材をあまり破損することなく(通常は、この率は非常に高い)、ビアーズ川に流せる。また、パールバティーの森林も保留すべきで、それらの森林は、うまく管理されれば、いい木材を永続的に生産できる。サルタンプルより上流のビアーズ川流域にはアオマツ、ニレ(Ulmus Wallichiana)、カエデ(Acer caesium)、カシ、クルミ(Juglans regia)が豊富にある。パールバティーにはツゲ(buxus sempervirens)、イトスギ(cupressus torulosa)、オリーヴ(Olea cuspidata)、が豊富で、下流部にはサンヨウマツの大きな森林がある。セインジ(Seinj)川の流域にはヒマラヤスギはない。また、クールーは、道路や橋が立派で、交通条件の良さはチャンバやバシャールと対照的である[Cleghorn 1865]。

ここには、クールーには植民地政府が最も望んだヒマラヤスギは、期待ほどではなかったが、かなりの良林をがあり、それらのいくつかは、すでにヨーロッパ系や地元の木材商によって、伐採が始まっていたこと、それらのヒマラヤスギは、数の上ではともかくも、その分布地の好条件とクールーの交通条件のよさから、経営面で期待されるので、早急に保留すべきだとの考えが示されている。

3.3 スチュワート

次いで、1864年10月にスチュワート(J.L. Stewart)が、ビアーズとパールバティーの流域の両岸にわたって調査を行った。その報告書は10枚程度の短いもので、ヒマラヤスギに重点を置いたものである。それによると、パールバティーの流域にはかなりのヒマラヤスギがあるが、上流部にあるものは、川の途中に岩石帯があるために流下が難しい。パラ(Pala)村とジェリ(Jerri)村の近く、温泉の流れの間にはビアーズ流域の3大ヒマラヤスギ林の一つがある。ここには1,250本の一級木があり、川からは1~1.5マイルと近いが、間に多く

¹⁰⁾ 藩王国ではないこと。

の耕地がある。また、ビアーズ流域では、カイン(Kain)川との合流点付近¹¹⁾に、3か所に分かれたすばらしいヒマラヤスギ林があるが、このような広大なヒマラヤスギ林は、パンジャーブの他の流域には見られないものであるという。ここはすでに数年前から大規模な伐採が実施されている。約400本の一級木が残っているが、切り株から考えると、少なくともその2倍以上の数が伐採された。ブルナ(Burna)村とビアーズ川の間には多くのヒマラヤスギがあるが、何年も前にかなりの数が浪費的に伐採された。マナリーの南からサルタンプルにかけてのビアーズ右岸には、ヒマラヤスギはほとんどない。ビアーズとパールバティー流域のヒマラヤスギは、未見の部分を補っても約1万本と見られ、サトレジやチェナブなど他のパンジャーブの流域と比して多いとは言えないが、イギリス領という大きな長所¹²⁾があり、早急に区画(demarcate)¹³⁾して保留すべきであると結んでいる「Stewart 1865」。

これらの報告書の記載からは、ロンデンの調査の頃はそうでもないが、クレーッグホーン、スチュワートの調査報告書では、とくにヒマラヤスギが、地元の住民や個人商によって伐採されるのを防ぐために、早急に保留したいという植民地政府の思惑がうかがえる。これは、後述のように1860年代には鉄道建設が本格化し、平原地域では木材が枯渇し、ヒマラヤ地域に伐採の手が伸びてきた時期であり、その事を反映していると見ることができる。

4. 初期の森林政策

次に、イギリス領編入後にクールーで行われた、あるいはクールーを含む地域に適用された初期の森林政策を検討する。

4.1 土地査定

1851年に最初の通常土地査定(Regular Land Settlement)が行われた。土地査定の本来の目的は地税の査定であるが、編入当初は森林局はなかったので、森林も税務局が管轄し、その用益権も土地査定で決定された。この通常土地査定では、森林と非耕地(waste¹⁴)については「広大な非耕地と森林は、通常

¹¹⁾ マナリーの少し南。

¹²⁾ 藩王国だと、租借手続きが必要となる。

¹³⁾ 森林の境界を定めて、杭を打って森林の領域を定めること。

は政府の不可分の所有物 [国有] である [Barnes 1851: s.129]。」とされた。ただ実態的には、農民は、非耕地に入会権、すなわち自家消費用または農業用の林産物を無料で入手できる権利を認められた [Lyall 1872: s.49]。この土地査定を行った査定官(Settlement Officer)バルネ(G.C. Banes)の査定報告書で注目すべきは、共有地に関する記述である。

争いの最も多い原因は、共有地の中にある土地の耕作から起こる。土地は、世襲的な持ち分や特別なルールによって所有者に分配されてはいないが、地代は一緒に取られ、純粋な収穫は権利所有者に分配される。そのようなやり方には、明らかに横領や詐欺の余地が多い。影響力のある所有権者が多くを得、弱者は、少ない利益を甘受させられることになる。それ故、私は、そのような機会に出会ったときはいつも、権利所有者の数に応じて土地を分割するよう主張している。こうして、有益な土地は、最後の1インチまで、個人や共同経営者に分割して、割り当てられた。私は、このやり方が認められる範囲内では、共有地(Shamilat¹⁵⁾)という言葉を無視した。というのは、経験から、もっとも小さな共有地でも、村の中では扇動者として振る舞うことになることを確信しているからである。それは、紛争に導き、不満者や論争好きが集まる争点になることは確かだ「ibid: s.428」。

これが事実だとすると、クールーでは本来、共有地があったのに、それが強 引に解体されたということになる。また、バルネは次のように述べている。

山地の村では、住民が集められている共通地域(common area)があり、そこを村役人が統括している。(中略)彼らは、起源を同じくする共同体を持ってはおらず、異なるカーストに属している。家々は、通常の村のように集まってはおらず、住居は入り交じり、散らばっている。各人は、自分の耕地によって生計を立て、隣人とは完全に独立している。同じような感情もないし、協力して行動するという考えもない。彼らの上に立つ村長は、彼らが選んだのではなく、政府が任命したのである。簡単に言うと、村の領域(circuit)に囲まれた土地は、共同所有地(coparcenary estate)ではなく、統合的な集団により、開拓されたことも、権利行使されたことも、分割されたこともなく、個別の、他

¹⁴⁾ wasteは一般に森林も含む。

¹⁵⁾ クールー地方で、共有地、共有林を意味する。英語のcommonsにほぼ等しい。

駿河台経済論集 第21巻第2号 (2012)

とはっきり区別できる自由保有地(freehold)の集まりなのである。そして、歳 入上の便宜から単一の管轄権の元に集められたものを除き、共同では何も所有 していない。「Barnes 1850: s.109〕

「村の領域に囲まれた土地」は、小さな非耕地や森林を指すと考えられるが、 それらを共有地ではなく、個人所有地の集まりとして扱おうとしている。また、 共同的な土地利用も否定し、その根拠を共同体や帰属意識の欠如に求めようと している。

しかし、1897年版カングラ県誌(Gazetteer of the Kangra District)によると、クールー地方には、日本の「結」のような、共同体で労働力を提供しあう制度があった。それぞれの耕地所有者には、自分の田に水を張る予約日が割り当ててあって、自分の番が来ると、村の全ての人たちがやって来て田植えを手伝った。その場合、食事は耕地所有者が提供した [Agnew 1899: 82]。灌漑施設の保全に関しても、共同体による労働力の提供システムが存在した。灌漑施設の補修が必要となったら、決められた監督が伝令を出し、伝令は太鼓打ちを連れて村を回り、労働力を集めた。その灌漑用水を共同利用している家族は、労働力を一人出すことになっていた。彼らは、一団となって水路に行くが、彼らが修理箇所にたどり着くまでに、一団に加わらなかったものは、罰として穀物を提供しなければならなかったのである [ibid:: 81]。バルネがこれらのことを知らなかったのか、無視したのかは不明である。なお、査定登記簿(Settlement Record)は未見であるが、この通常査定では、カングラ固有区の非耕地は政府所有(国有)ではなく村の所有とされ [ibid:: 63]、登記簿には共有地(shamilat deh)と記述されたという [Lyall 1872: 10]。

これらのことと、上の記述とあわせると、森林資源の豊富なクールーでは、 共有地の存在や共同利用を認めると、森林の用益権の制限が困難になるため、 それを避けようとの意図があったのではないかと思われる。いずれにしても、 バルネの査定はかなり曖昧で、後の改訂でより明確な査定が行われることにな る。

4.2 総督ダロージーの森林政策覚書き

先述のように、インド総督ダロージーは、1851年、編入間もない西ヒマラヤ の森林調査をロンデンに命じ、その報告書が提出された後の1855年、包括的な 森林政策を遂行するための覚書を発表した。それは、全ての木は公共財であり、それに対して個人は何の権利要求もできないこと、それらの木の処理による利益は政府に行くべきで、木材業者の利益を増やすためのものではないこと、立木は、適切な将来の森林保全を見据て伐採されるべきことなどを記している [Stebbing 1922: (I) 206-7]。クールーの森林政策史にとってきわめて重要な意味を持つ「パンジャーブ山地県森林保護規則」(後述)に類似の考えが反映されていると見られる規定があることから、この覚え書きが、この規則に影響を与えたことは充分に考えられる。また、覚え書きの内容は1862年の初代インド森林長官の任命、各州の森林局(Forest Department)の創設、1865年の最初の森林法制定などに繋がるもので、インド森林政策史にとって重要なものである。

4.3 パンジャーブ山地県森林保護規則

ダロージーが覚書きを発表した同じ年の1855年,政府は「パンジャーブ山地県森林保護規則」(Rules for the Conservancy of Forests and Jungles in the Hill Districts of the Punjab Territories, 1855)を施行した¹⁶⁾。当時は、パンジャーブ州にはまだ森林局は設置されておらず、森林法も制定されていない。しかし、上述のように編入間もない西ヒマラヤの森林資源を、早急にその所有物として確保したい政府は、とりあえず、この規則を制定して住民による森林用益権を制限しようとしたと考えられる。それは、次ような規則の内容から容易に推察できる。

この規則の中で、政府は用木や燃料木の生育適地を区画する権限を有するとし(1節)、その地は柵で区切られ、あらゆる侵入が排除された公共保護地(public preserve)であるとされた。そして、当局は、その地における木や、灌木の伐採などを禁じたり、制限したり、育成したり、保全したりする権限を有するとされた(2節)。のみならず、当局は、これらの山地県で、木材や燃料の供給に支障をきたすると思われる作業を禁止したり、規制するとした(7節)。8節と10節では、草、灌木、その他の可燃物を、木材や燃料の供給を損なうと思われる方法で燃やすことや、同様のおそれがあると行政府が考える放牧は禁止された。ただし、いずれの場合も、通常の農業や自家消費のために行

¹⁶⁾ 以下では、1855年規則と記す。

われる行為は除かれている。違反者に対する罰金、投獄規定もある。この規則にいう公共保護地は、1865年森林法や1878年森林法で、政府林(Government Forest)として扱われる森林と同様のものと見なすことができる。なお、この規則の第9節に次のような規定がある。

村民、耕地の所有者、その占有者は、不慮の災害によるものであるか否かにかかわらず、あるいは誰かによって引き起こされたものであろうと、その領域内において発生した火災に対して責任を負うものとする。この場合、耕地所有者、占有者、村民は規則違反者として扱われるものとする。[anonymous 1916: 169]

これは、日本の江戸時代の五人組に比せられる連座制規定であり、規制的側面の強いこの規則にあって、最もその特徴をあらわしている規定である。ただ、この法律は、とくにこの9節の規定の適用に問題が多く、1872年のPunjab Lows Act (Act IV of 1872)によって、正式に完全適用が可能になった[Baden-Powell 1872: 1]。

なおこの規則には、後に成立する1978年森林法に吸収されるはずのものや、それと矛盾するところもあるが、森林法の成立後も廃止されず、両者が併存することになった。その理由を直接示す史料は未見であるが、一つは、森林法に規定する森林査定の手続きを経て、1年以内に保留林と保護林を厳密に区分することが困難な場合、この規則を適用して当面の間、森林用益権を規制して保留するためであったと考えられる。拙稿[吉住 2008]で示した、クールーの森林査定の過程がその事を示唆している。そして、もう一つが、この森林火災の際の連帯責任制の規定を、森林法の制定後も援用するためであったと思われる。しかし1892年にパンジャーブ高裁が、この規則の適用を不法とする判決[Plowden et al. 1892]を出して以降、さすがにこの規定は適用されなくなった。

4.4 1865年森林法

1865年インドで最初の森林法(Act No. VII of 1865: An Act to give effect to

¹⁷⁾ Act No. VII of 1878: An Act to amend the law relating to forests, the transit of forest-produce and the duty leviable on timber: 略称Indian Forest Act 1878。詳細は「吉住 2010a: 138-45〕を参照。

Rules for the management and preservation of Government Forest) 18) が成立 した。2節では、総督や地方政府は、官報での告知によって、その管轄下の州 や領域の森林を、この法が適用される森林(1節で政府林Government Forest と命名)とすることができると規定されている。4節では、政府林の全ての木、 またはある種の木を保護するためとして、木の伐採、林産物の収集、放牧をは じめ50項目にものぼる禁止事項を規定し、搬出林産物への課税、森林官の職務 規程、森林官が森林境界警備や徴税などの職務を怠った場合の罰則などを規定 する規則が作られるとしている。8節では、警察官と共に森林行政官にも、森 林犯罪者の逮捕権、犯行道具や伐採・収集品の差押え権を与えることを規定し ている。2節には、告知が、個人や共同体の既存の権利を削減しないことを条 件にしてはいるが、それを保証する具体的な規定があるわけではない。つまり、 この森林法によって、政府は、いかなる森林をも、最終的には一片の告知に よって政府所有林に編入し、警察権を背景にした強力な規制によって地元住民 の森林用益権を規制し、森林資源を確保することが可能となる。森林の実質的 な政府管理下への編入は,以前から地域ごとに政令,規則,土地査定などによ り、徐々に行われてきたが、ここで初めて森林に関する法(Act)の形で法制 化されたわけである。なお、この森林法は、成立後間もない頃から、政府林へ の編入手続きなどの不備が指摘され、早くも施行後4年目にして改正作業が始 められることになった¹⁹⁾。

4.5 1867年政令

1867年に、「カングラの森林の区画、区分および管理に関する政令」(Rules for demarcation, classification, and management of forests in Kangra)²⁰⁾が公布された。その第1項では、土地査定官は、多少とも木のある、囲い込まれていない(unclosed)共有非耕地を、村落地図と査定登記簿に森林保護規則²¹⁾に従うべき森林として示すこととされている。2項では、ヒマラヤスギやシャラ(Shorea robusta)などのとくに価値のある木を含む森林と、移出用の価値あ

¹⁸⁾ 略称Government Forest Act 1865。

¹⁹⁾ 詳細は「吉住 2010a: 138]

²⁰⁾ The Government order of 6th June 1867

^{21) 1855}年規則を指す。

る木が、地元の需要を満たす以上の量がある森林の余剰部分を、査定官が地上 に境界標識を立てて区画し、査定地図 (Settlement Map) と査定登記簿に一 級区画林(First-Class Demarcated Forest)として示すこととされている。 3項では、それ以外の森林は、区画する必要はないが、地図と登記簿には放牧 を制限する二級林と、制限がない三級林に分けて記述することとされた。4項 では、一級区画林は、森林局が担当し²²⁾、森林官(Forest Officer)が、1855 年規則に従って、農民の需要や森林の状況に合わせて、放牧や枝打ちを禁じる などの権力を行使すること、一級林では許可を受けた例外を除いて、非耕地の 耕地化が禁止されることなどが規定されている。また、木の伐採は、従来と異 なり、村役人ではなく、森林官の許可が必要となった。5項では、非区画林は 二級林、三級林とも、県知事が郡長や村の森林担当官などを诵じて管理するこ とが規定されている。10項では、私有地の木の所有権について規定している。 これまで、耕地や畦に生育するサンヨウマツは王木 (roval tree) 23 とされてき たが、私有の非耕地や譲渡地に生育する木の所有権については、明確な理解が なかった。政府は、今後、耕地、非耕作地(uncultivated)に関わらず、すべ ての私有地の木に対する権利を放棄する「Lvall 1872: s.200]。

クールーの森林政策史の中では、この政令は、1878年森林法ができ、森林査 定が行われ、それが確定するまでの過渡的な政策といえるが、後のクールー森 林政策の展開と照らし合わせると、いくつかの重要な問題を含んでいる。

まず、この67年政令は、1865年森林法が成立していたにもかかわらず、1855年規則に則って森林行政を行おうとしていることに大きな特徴がある。その理由として、1965年森林法の成立後間もないこと、上述のように、森林法には、政府林への編入手続きに問題があったこと、後述のようにすでに1864年から鉄道建設の進展に伴って、クールーのヒマラヤスギの伐採が始まっており、政令

²²⁾ パンジャーブ州に森林局が設置されたのは1864年。

²³⁾ イギリス支配以前には、すべての土地は王の土地とされ、立て前としては、その土地のものは王の所有物であった。たとえばインド南部ではチーク (Tectona grandis) が、その戦略的重要性から王木とされていた。それらの木は、全て領主の所有物とされ、領主の許可を得ずに伐採、販売することが禁じられていた「Nadkarni et al. 1989: 33. Stebbing 1922: (I) 37]

の2項などから推察されるように、そのような状況に早急に対応する必要に迫られていたことなどが考えられる。

次いで重要なのは、この規則では、一級林が森林局の、二、三級林が、税務局の担当とされたことである。つまり、森林によって担当当局が異なるという、森林行政の二重構造が生まれることになった。この二重構造が原因となり、森林局と税務局が長年にわたり、対立を繰り広げることになった²⁴⁾。

さらに、10項で、政府は、今後すべての私有地の木に対する権利を放棄する とされた。ところが、後にはそれが覆された。1878年に改訂森林法が制定され、 それに基づいて1880年からクールーの森林査定が始まった。これは、紆余曲折 を経て1896年に決着した。それに伴って同年に出されたのが、「私有地にある 政府木保護規則 | (Rules as to Preservation of Trees Declared in the Revenue Settlement Records to Belong to Government, but Growing on Lands Belonging to Private Persons) である。その1項で、最後の地税再評価(re-assessment of the land revenue) で耕地として登記された土地のヒマラヤスギは. 土地所有者の自由な処分ができないことを規定し、4項では、その際、非耕作 地 (not under cultivation) として登記された、政府林以外の土地にある、5 項に記載された20種類の木は、自由に処分できないことを規定している [Agnew 1899: 147-8]。これは、1878年森林法の規定および土地査定と相まって、 私有地にある特定の木を国有財産と宣言し、その土地の所有者に所有権を認め ないという極めて理解に苦しむ法律である。なお、この20種類の木は、ヒマラ ヤスギなど価値の高い木で、上記の規則の後、1896年の告知(Notification No. 408) によって保留木 (reserved tree) とされた。この規則は1909年に改訂さ れ、厳格化されたが、これに対する住民の反発は激しく、後の住民の抵抗運動 の原因の一つとなった(こ)。この1867年の政令の規定が実施されず、変更された ことが、このような大きな事態につながったのである。

なお、この政令と同じ1867年に、パンジャーブ州公共事業局(Public Works Department以下P.W.D.)は、森林局の事業は財政的な観点からなされ、それから収入がもたらされなければならない、そして、支出は収入を超えないよう

²⁴⁾ 森林局と税務局の問題については [吉住 2008] を参照。

²⁵⁾ 詳細は [吉住 2007:143-4], [吉住 2008:52-3] を参照。

に調整されなければならないとした [anonymous 1867a]。これは、森林行政の目的を端的に物語るものと言えよう。

4.6 改訂土地査定

上述のように、バルネの土地査定は曖昧な部分が多く、1866年から改訂作業が行われた [Anderson 1886: 1]。そこで大きな問題となったのが、森林を含む非耕地の所有権である。査定官のライアル(J.B. Lyall)は、調査の結果、クールーの「住民は、非耕地はどこも国家(State)の所有物だと理解していることが分かった。(中略) そこで、過去の手紙のやりとりを再調査し、査定登記簿を比較した結果次のような結論に達した」[Lyall 1872: s.100] という。

非耕地の所有権の問題は、以前はカングラ固有区の村とその査定登記簿のみを参照して議論し、決定されていた。非耕地の所有権に関して、クールーの登記簿への記載は、重大なレベルで、カングラ固有区のものと異なっており、共同体の所有物とは宣言されていない。それ故私は、政府によって、カングラにおける正しい登記であると認められたものを、その通り解釈する義務はないこと、国家と住民の双方の利益とういう観点から、現時点では、いずれにしても、非耕地は国家に属すると見なすという古い所有権の理論に従うことがベターである [loc. cit.]。

そして、「いかなる非囲い込み非耕地も、測量台帳(mesurement paper)に、共同体の入会地であることを意味する"shamilat"と記述することを禁じた」 [loc. cit.]。この処置は、州知事の承認を得て、新査定登記簿には、「すべての非囲い込み、あるいは非占有非耕地はすべて国有地であると明確に宣言された」 [loc. cit.]。それは、次のような認識から発したものと考えられる。

国家は、森林保護の目的で、森林の一部で、入会権の行使を保留したり禁止したりする権利を有する。(中略) 平原や植民地化のために木材需要が増大するといったような、帝国の目的のために、変化や改変が生じた場合には、人々に十分優位な保障を確保するべきである [ibid: s.102]。

これらのことから、クールーでは、植民地開発に伴って増大する木材需要に 応えるために、森林を国有としたことが明白である。

一方、カングラ固有区では、イギリス領への編入前の状況や、村の境界を含

む村落構造の違いがあることなどを理由として、非耕地や森林は共同体所有地とされた。改訂土地査定直前に、カングラの非耕地も国有地とすることが議論されたが、知事(Chief Commissioner)がそれを拒否して村有地とし、1863年に政府もそれを追認した。こうして、カングラでは、非耕地においては、政府は特定の木材に対する権利と放牧料を課す権利を留保するが、土地は土地所有農民の所有地とされた[ibid: s.26]。ここにもまた、同じ県でありながら、クールー固有区とカングラ固有区では異なった森林行政が行われるという問題が継続し、後に問題を引きずることになる²⁶。

ただ、クールーについていうと、王制時代に許可が必要であった、捕鳥網や 鷹の捕獲など許可無しで認められており [Agnew 1899: 65]、後の1878年森林 法制定後も、保留林では許可が必要で、前後のいずれの時代よりも森林用益権 規制は緩いものもあった。

4.7 森林区画と森林局への管轄移管

クールーで税務局によって森林の区画が始まったのは、1860年代と思われる。1864年にパンジャーブ州に森林局が創設されると、森林区画に森林官も加わった。カングラでは森林の一部を、クールーではかなりの森林を森林局へ移管することを前提として、森林が選択され、森林官が中心となって、土地査定官と亜地区知事が協力して区画を進め、土地査定測量官(Settlement Surveyor)が地図も作成した「Lyall 1872: s.200」。

クールーで最初に森林の管轄権の移管が行なわれたのは、改訂土地査定が進行中の1867年、区画中であったビアーズ上流部と支流のパールバティー流域のヒマラヤスギとアオマツの小さな27の森林であった²⁷。それらの森林の区画作業は森林局に受け継がれ、その用益権が登記されたが、それは1878年森林法の制定前であり、同法に規定された森林査定ではなく、土地査定の延長としてのものであった。これらのほとんどの区画林では、近くに耕地を持つ者は、慣習に従い堆肥用に落葉を集めることができた。また土地所有者は、燃料用に朽ち木を採集することや、飼料用に枝打することも認められていた。ただし枝打可

²⁶⁾ 詳細は「吉住 2008] 参照。

^{27) [}Anderson 1886: 1, Agnew 1899: 66] では27であるが、[anonymous 1867b] では26。

能な木は指定された。72~74年には、別の森林の森林局への移管があり、34の森林が区画された²⁸⁾。それらの森林では、堆肥用の落葉の採集は期間制限がなかったが、松の枝打ちには申請が必要であり、その点で従来に比して規制が強化された。更に75年には、許可の悪用があったとして、枝打ち禁止という強硬な処罰的規制が行われた [Anderson 1886: 1–3, Agnew 1899: 65–6]。ここには、クールーにおける森林管轄権の森林局への移行期に、森林用益権の規制をめぐる混乱が見られるが、その混乱は、移管そのものをめぐっても起きていた。

最初のクールーの森林の森林局への移管の前の1866年に、パンジャーブ州財務局長は、森林局の森林経営に疑問を投げかけている。その根拠として、森林官の、森林用益権問題の解決の能力の不足と森林経営の経験不足、森林の広大さに対して森林官の数の不足などを挙げている。そして、森林が、2つの局の管轄下に置かれると、混乱と失望を招くと述べている「Lake 1866」。

どの森林を移管するかを巡っても議論が起こった。先述のように1867年の政令では、クールーの森林を一級〜三級の3つの範疇に区分し、森林局に移管するのは一級林のみであるとされた。しかし、その時に森林区分が行われていたわけではない。そこで税務局は、森林局は財政収入を得るための商業営林行うことが目的なので、それに適合しない森林まで移管する必要はないと主張した。例えば、1867年にカングラ県知事は、パールバティーの支流のいくつかの森林の森林局への移管の提案について、商業的伐採が見込めない²⁹⁾のに移管することに疑問を投げかけている [anonymous 1867c]。クールーのいくつかの寺院周辺のヒマラヤスギ林についても、移出できるような木がない²⁰⁾ことを理由に移管リストから外した [anonymous 1868]。これに対して森林局は、住民の需要が大きい木を森林局が扱えないというのはおかしいと反論している [loc. cit.] 311)。1874年、パンジャーブ州財務局長の手紙は、「クールーの森林は、県知事と連絡を取り合った後、担当森林官が、森林局が管轄するのが望ましいと思

^{28) 1878}年の改正森林法の施行時までにクールーで区画された森林はおよそ 11,000エーカーであった「Fisher 1897: 7]。

²⁹⁾ アクセスが困難なため、採算がとれる伐採が不可能であったと思われる。

³⁰⁾ 鎮守の森であるため、伐採が困難であったと思われる。

³¹⁾ 森林行政における森林局と税務局の対立は [吉住 2008] を参照。

われる, クールーのすべての森林を区画し, その経営を提案することが望ましい」[Young 1874] として, あくまでも森林経営に, 県知事が関与することを主張している。

なお、後述のように、1860年代後半から、森林行政に対する住民の不満が大きくなり、パンジャーブ州知事は、1877年に、森林局の管轄する森林を減らす提案を行っている [Baden-Powell 187: attached document]。また、同年インド政庁は、パンジャーブ州政府が行った、森林官担当の薪炭林を減らして、森林局の仕事を、植林と、川や鉄道または大都市近辺の薪炭林に集中するという提案に賛意を表している [Batten 1877]。これらのやりとりが、どのような結果をもたらしたかを知る手がかりは、今のところ未見であるが、一般行政の担当当局が、住民が利用する森林行政から、森林局を遠ざけたいと考えていたことはほぼ疑いない。

クールーでは、最終的には、1896年の森林査定の完成までに、全ての国有林と非耕地が森林局の管轄に移された。しかし、同じ県でも隣のカングラ亜地区では、非区画林や一部の森林を除く非耕地は税務局の管轄下に残された³²⁾。

5. 鉄道建設とクールーの森林

クレッグホーンが、クールーの森林調査を行った当時は、平原部で鉄道建設が本格化し、枕木需要が急増していた時代である。クールーに隣接する、マンディーとスーケット(Suket)の領域、コーティー(Koti)、カマルセン(Kamharsen)、バギ(Bagi)などの山地藩王国のうち、サトレジ川に面した地域では、1862年までに、河川から3マイル以内のヒマラヤスギの良木は全て伐採されたといわれている[Cleghorn 1865: 29]³³⁾。

クールーの枕木の需要については、「1863年と64年に、パンジャーブ鉄道が ビアーズ流域の森林からの分として要求すると予測される木材は、40万立方

^{32) 20}世紀に入って、カングラ固有区では、森林管轄権が森林局と税務局の間で 行き来した「吉住 2008:54-55」。

³³⁾ クレッグホーンは大げさに表現する傾向があるので(たとえば [Gadgil 1991: 33]),割り引いて解釈する必要があるが、森林伐採が急速に進んだ事実をとらえていることは疑いない。

フィートと見られる」[Cleghorn 1865: 85] が、「主なヒマラヤスギ林は、クールーのマナリーとパールバティー流域にあるが、多くはなく、全ての成木を伐採してもそれだけの量は供給できない」[loc. cit.]、と見られていた。また、森林長官のブランディスは、1865年のメモで、デリー鉄道の302マイルの建設に枕木用として30,000トンの木材必要で、そのうちビアーズ川流域から年50,000立方フィートのヒマラヤ杉を3~4年間供給することが必要だが、さまざまな事情から実際の見込みは1,000トンで、他地域との合計は23,000トンにしかならず、需要を満たせない、との主旨を述べている[anonymous 1865a]。先述のスチュアートによる、クールーの森林調査は、そのような大きな枕木需要に迫られて、ヒマラヤスギを中心に行われたのであった。こうして、1864年から政府主管による枕木用の大量の木材伐採が始まった。

政府による,移出用のヒマラヤスギの伐採は,1864-65年に始まった。過去の 伐採記録は,極めて不完全だが,確かなことは,1864年から1896-97年まで に,15,084本の一級のヒマラヤスギが,移出用に伐採された。また,相当数の 風倒木も移出されたことは疑いない。「Samler 1935: 36-7〕

これが事実だとすると、一級木は直径2フィート以上の木なので、1本で数百立方フィートはあったはずで、この伐採木と風倒木だけで、枕木需要をかなりの部分を満たしたことになる。しかし実際には、供給を急ぐあまり、極めて浪費的な方法で伐採、搬送が行われた。上述の、アルメニア人木材商は、バシャールやチャンバで、藩王から権利を得て、大量の木を伐採したが [anonymous 1966: 7]、そのバシャールの森林を森林局が租借したために³⁴⁾、補償を要求した文書でその事を指摘している。

[ヒマラヤでの森林開発には経験が必要である。たとえば、] 先シーズン [すなわち、1864-65年]、政府は、サトレジとビアーズの谷で、伐採、搬出作業を行ったが、大量の木を切ったにもかかわらず、私は、ただの1本の木さえ、[下流の] 平原地帯に流れ着いたと聞いたことがない。[Arratoon 1865]

³⁴⁾ 一般に営林価値の高い藩王国の森林は、近くの州の森林局が租借する形で、 森林経営を行った。

政府自身も、1864-65年に流下された木材は6,712本だが、その内6,346本がまだ平原に到達していないことを認めている [anonymous 1866]。パンジャーブ州森林保護官は、デリー鉄道へのクールーからの枕木供給の少なさの原因として、流下木がマンディーで [盗まれて] 消えてしまうことが多いのと、[地形と河川の性質から] 途中で流下木が詰まってしまったり、陸に乗り上げたりして、木材が平原にたどり着くのに数年かかってしまうといった、ビアーズ川による流下の難しさを挙げている。その対策として「現存のヒマラヤスギを有効に利用するには、需要が大きくなる今後数年以内に、(再生産のための必要を見込んだ上で) [残りの] 全てのヒマラヤスギを伐採し、森林を一連の期間、休ませることだ。」 [anonymous 1865b] と、森林破壊を促すような提案を行っている。1865-66年には、ビアーズ川流域*50で855本*60が伐採され、5,502本に成型され*37、そのうち5,014本が流下された。そのほか11,600本の風倒木が流下された [anonymous 1866]。

また、クールーに赴任したドイツ人林学者リッベントロップ³⁸⁾によって1869年に書かれたクールーの最初の営林計画書は、専ら枕木用のヒマラヤスギの伐採可能性と、それによる歳入見込みの追求に費やされている³⁹⁾。たとえばある箇所では、

私は次のように提案する。[セラージの] プラチ (Plach) で、毎年600本の木を伐採し、市場には毎年18,000本の枕木をストックする。同時に、クールーとパールバティー渓谷から、市場に供給するために、長さ20フィート以上の木材を、年100本伐採する。(中略)。これによって歳入は87,500ルピーとなる。もしこのように営林されたら、プラチは12年間経営できるが、クールーとパールバティーの森林からは1,200本の木がなくなる。(中略)。この期間の後、枕木の需要はなくなるか、少なくとも減少すると思われる。今は、伐採が最も経済的な

³⁵⁾ 多くはクールーからと思われる。

³⁶⁾ ヒマラヤスギと思われる。

³⁷⁾ 枕木にしたことを指すと思われる。

³⁸⁾ 第3代森林長官。

³⁹⁾ この営林計画書は、森林局規約 (Forest Department Code) が定められる以前に書かれたためか、それには全く法っていない。

駿河台経済論集 第21巻第2号 (2012)

時期なので、政府貯木場に、毎年300本弱の木材を余分にとっておくことができ、 その事によって、30,000ルピーの収入が見込める。[anonymous *s.d.*: 4-5]

と述べている。ここにも、クールーの初期の営林の目的が何であったかが端的 に示されている。

1869年にクールーを訪れた地質学者は、ダラスニ (Dalasni)、サルタンプル近くのビアーズ川東岸と中州、パルチャン (Pulchan)、プリニ (Prini) などにかなりの森林があるものの [Calvert 1873: 8, 36, 44, 51]、マナリーでは、森林局によって枕木用のヒマラヤスギが伐採されて、ビアーズ川に流されていることを記している [ibid: 39, 43]。1871年度には、ビアーズ流域からインダス渓谷鉄道 (Indus Valley State Railway) のために伐採されたヒマラヤスギは1,975本で、パンジャーブ州で最多であった。それから119,151本の枕木が生産された [Ribbentrop 1874: 25-26]。1873年までにビアーズ流域からインダス渓谷鉄道のために切り出された枕木の数は、広軌、狭軌合わせて17万本にのぼった [anonymous 1874]。リッベントロップの枕木需要の減少見込みは大きく外れることになった。

1871-72年には、次のような、事件まで起こっている。パンジャーブ州森林局が、あるヨーロッパ人請負人と、30,000本の枕木を用意する契約を行った。彼は、利用許可を得たサトレジ川とビアーズ川の下流にある貯木場の木を厚板にしてしまい、それを自分のものとして売ってしまった。そして、当該林区には、供給した木材の価格が未払いのままとなっている。この請負人とさらに契約を結び、今度はより信頼性のある別の業者に下請けさせて、未払い分を差し引いた支払いを行った [Baden-Powell 1872: 39]。ビアーズ川の貯木場の木は、多くクールーから流下されたものと思われるので、クールーの多くの木が浪費されたことになる。

1872年にラホール行われた森林官会議では、ビアーズ林区担当の森林官が、マナリー近くのダーナ・ビアル(Dana Bial)とシアル・ビアル(Sial Bial)の両森林で、無差別伐採が行われてきたので、あらゆる可能な回復支援策を講じる必要があると述べている [Baden-Powell *et al.* 1872: 25]。インド政庁は、枕木用の木材の伐採が森林破壊をもたらすことを恐れて、「インド総督は、「パンジャーブ北部鉄道の敷設のために予定されている、カングラ県の〕伐採が、森

林を劣化させるとパンジャーブ知事が考えるならば、伐採作業を許可しないよ うに望む」「anonymous 1876」との警告文書を発した。このようなインド総督 自身の懸念が表明されたこと自体、鉄道建設に伴ってカングラ県の森林が破壊 されている。明らかな兆候があったことを示すと考えられる。また、小論の考 察対象期より少し後に、記述された資料であるが、クールー森林査定官は、 クールーでは住民はヒマラヤスギを利用していないのに、 商業的伐採のために 成木が少なくなっている、森林局の努力は、森林保護ではなく、無益なことに 向けられていると、森林局による伐採を批判した「Anderson 1883」。また、 カングラ県知事は、「クールーの多くのヒマラヤスギ林は、特にマナリーとサ ルタンプルの間で、過剰伐採によって価値が著しく減少した。これらのほとん どの森林では、今後数年間にわたって、いかなる状況があっても、成熟したヒ マラヤスギの伐採はすべきではない | 「O'brien 1891] との警告を発した。し かし、これらの警告も何の役割も果たさなかったように思われる。そうして、 「1900年までに、アクセス可能なラビ、チェナブ、サトレジ河谷の森林のかな りの部分で、「枕木になるような〕価値あるヒマラヤスギがかなりの規模で枯 渇し、開発の手は、木材の形での伐採にはコストのかかる、支谷へ後退せざる を得ない」「anonymous 1966: 44」という状況になった。ここにはビアーズが 含まれていないが、これまでの分析から、ビアーズ川流域も同様の状況にあっ たと考えられ、鉄道建設により、クールーを含む西ヒマラヤの森林が著しく破 壊されたことは疑いない。

6. 森林育成

ここでは、クールーの森林が政府所有物とされて以降、その育成のためにど のような施策がとられたのかを検討する。

1862年に、トランス・サトレジ州(Trans Sutlej State) ⁴⁰の州知事が、カングラの県知事に、農民が譲渡してはならない森をリストアップし、譲渡を制限することを承認した。一方で、森林を、含まれる木材の質によって等級分けし、一級の区分は、平原への木材を供給できる森林とすることを提言しており[anonymous 1862]、譲渡制限は、森林の保全というよりは、差し迫った枕木

⁴⁰⁾ シック戦争後にイギリス領に編入された地域に設置された州。

需要に応えるために、木をできるだけ確保したいという意図によるものであろう。

これはクールーのみに関することではないが、1863年には、インド政庁から 森林保全に関する至急伝達が発せられた。

木材や薪を産出するのみならず、降水、気候、土壌に影響を与え、山地と同様、平原地帯を守っている森林の重要性は、インドのみならず、世界の国々で見過ごされている。(中略) フンボルトが広範に及ぶ指摘をしているが、それによると耕作が拡大し、森林が消滅するにつれて、土壌と気候が乾燥化している。(中略) 以前はどうであったにせよ、これは今のインドに疑いなく当てはまる。鉄道の導入以来、刺激された公共事業や、ヨーロッパ人のインドへの流入の増加による個人住宅や工場の建設が、木材に対するきわめて大きな需要を発生させた。森林はその本性から、私企業に適用されるような政治経済の一般原則は適用できない。(中略) 国家は、適切な管理者として、現世代の必要を満たすに当たって、無頓着な浪費や、将来世代にとって必要なものを、先に無駄に使ってしまうことがないように注意しなければならない [anonymous 1863]41)。

ここには、三つの重要な事実を見て取ることができる。一つは、この時代にすでに、インド政庁が、森林が降水、気候、土壌に大きな影響を与えるものであり、そのような影響が、現在のインドに生じているとのと認識していたことである。二つめに、それは、鉄道建、や公共事業、ヨーロッパ人用の住宅建設、工場建設などによる、木材需要の増大が原因であると認識していたことである。三つめに、森林経営は、私企業のような営利本位のものであってはならず、次世代のために、森林を保全すべきであるという、今日の世代間公平性に繋がるような思想を持っていたことである。インド政庁に、そのような認識や考え方があったのなら、それに基づく強力な森林保全政策が進められてしかるべきであったが、実際には、上で見たように、そのような政策が採られたという兆候は見られない。

これまでのところ,クールーで森林育成のための施業が本格的に始まったのは,1865年頃と思われる。以下に,パンジャーブ州P.W.D.などの森林行政の

⁴¹⁾ この文書は、宛先はFort St. George政府になっているが、添付文書から、その他の関係州政府にも発せられたものと推定される。

管轄官庁の会報(Proceedings)やパンジャーブ州森林行政年報(Annual Report)などからクールーの育林関係のものを見ていく。

マナリーで1863年に1,200本のヒマラヤスギの若木が植林され、多くの種が まかれたが、1865年にすべて枯死した [anonymous 1865b]。1865年にビアー ズ川流域で、1,445本のヒマラヤスギを植林し、66年時点で1,040本が生き残っ ていた「anonymous 1866]。同じ1865年に、10,500本のヒマラヤスギの若木が 植林され,66年7~8月に5,549本が追加植林されたが,67年の5月時点で生 き延びていたのはわずかに2,460本であった [anonymous 1867b]。1866年には, 6,599本のヒマラヤスギが植林され、67年時点で2,460本が生き残っていた。そ れに67年に植林された3,799本を加えた6,256本中,4,171本が67年の11月に生 き残っていた。5月(1868年か)に5,968本あったがその後の雪で4,632本が枯 死した [anonymous 1868]。1869年の森林保護官によるパンジャーブの森林経 営史短報によると、上述のようにヒマラヤスギの育林は今のところ失敗してい る。その理由は、場所が悪かったり、水やりがしっかりしていなかったからだ という。そこで、育林のためにリッベントロップがビアーズ林区に着任するこ とになった「anonymous 1869」。彼が最初のクールーの営林計画書を書いたこ とはすでに見た。しかし、1869年にそのリッベントロップが植林した45,000本 のヒマラヤスギも、翌年まで生き延びたのは9,000本だけであった「Baden-Powell et al. 1872: 23]。需要が大きく伸びているにもかかわらず、ヒマラヤス ギの育成は思うようにいかないためか、1870年には、区画林以外の場所にある ヒマラヤスギを何とか政府の管轄下に置きたいとする文書が出されている。一 つは、ビアーズ林区の担当の補助森林保護官からパンジャーブ森林保護官に宛 てた.「散在するクールーのヒマラヤスギの木立は、保存不可能か?」と題す るもので、次のような主旨が述べられている。

クールーには小さなヒマラヤスギの木立が、耕地や入会地の引っ込んだところや隅にたくさんある。それらは、たとえば橋の補修といった些細なことのために、他の重要でない木を使うのではなく、手近なヒマラヤスギを伐採してしまうなど、無駄に使われている。そこで、例外を除いて、森林局以外による伐採を禁止すべきである。これは、政府林以外の場所でも、われわれが木を切る権利を持つべきであるという意味ではなく、村の入会地の木を切る権利をわれわれに残しておき、伐採する場合には、公正な料金を村の財政に入れることに

より、土地所有農民のために、ヒマラヤスギを残しておくべきだということである。こういうやり方により、農民は利益を得て、やがて、今のように木を破壊するのではなく、われわれを支持するようになるだろう [anonymous 1870]。

これは、かなり手前味噌な解釈だといわざるを得ない。しかし、パンジャーブの森林保護管は、これを援用して、P.W.D. に次のような主旨の文書を送っている。

私の最近のクールーの視察で、小さなヒマラヤスギの木立が保護されていないのを見て、大きな衝撃を受けた。クールーでは、全てのヒマラヤスギは王木なのに、なぜ保護の権利が主張できないのか、その理由が分からない。区画林の外にある木は、村人のものではあるが、われわれはそれを保存すべきである。それらの木を、政府の業務のために伐採する必要があるときは、代金を支払うようにする。そうすれば、農民は、それらの木が、価値のある財であること見なすようになるだろう「Baden-Powell 1870」。

ヒマラヤスギを、喉から手が出るほど欲している様子がうかがえる。

1860年代後半には、パンジャーブの山岳地域では、森林用益権を規制しよう とする森林局に対する不満が強くなってきていた。それに対して、パンジャー ブの森林保護管は、「私は、クールーのある男が、草を、道路沿いにもう半マ イル先の森林から採集するように言われたと、不満を述べているのを見たが、 不満はその程度のことに過ぎない。(中略) 木の再生産に関して、自分で可能 なことをやろうとする森林官は、直ちに住民の利益を無視したと非難されるが、 住民の用益権を制限しない森林で、それをやっている、あるいはそれができる と言う者は、単にたわごとをを語っているにすぎない」「Baden-Powel 1869b] と、その不満を無視する態度を貰いている。しかし、当然このような森林局の 態度は住民の不満を募らせることになる。1872年のパンジャーブ州森林行政年 報は、ビアーズ林区で出てきている不満について「改善が必要なことは疑いな い。それらが、悪意の原因となったり、悪意を促すようなことにならないよう に注意する必要があり、報告と調査のすばらしい制度とともに、部下に対する 即座で注意深い助言が、申し立ての聴取の遅れや不満足な結果を防ぐのに大い に効果を発揮するだろう [Baden-Powell 1872: 18] として、しっかりとした 対応を促している。1873年には,次のようなインド総督の意志を伝える伝達が 中央政府から発せられた。「厳正な森林規則の適用よりも、住民の不満をかわ

ないことの方がより重要である(中略)。行政的熱意に振り回されて、住民が権利侵害と受け取ったり、納得できないような政策など、性急な手段を採ってはならない」[anonymous 1873]。パンジャーブ州では、これを受けたと思われる、州知事の指示書が同年末に出されている。

異なる地域の政府の権利は、実際の問題と地元の習慣によって異なるので、地元経験を積んだ行政官によって扱われるべきである。これは、必ずそうでなければならない。もし現任森林保護管が、調査を行う役人に対して、意志決定を早く厳格にするよう命じるべきだと考えているならば、彼は大きな間違いを犯している。各森林の状況は、大きく異なっている。対応の仕方や習慣は、あるところでは強く、あるところでは弱い。政府の権利は、あるところでは暗黙裏に放棄され、あるところでは生きている。個々の事柄は、その理非曲直によって決定されなければならない。州知事は、決定は必ずしもすべて森林局に都合のいいものにはならないことを理解しているが、それは、不公正だということにはならない [Ribbentrop 1874: attached document]。

さらに、森林規則違反による送検者が多く、厳格な法の適用を自制するように求めている。この頃すでに、インド総督や州知事が、このような通達を出さなければならないほど、森林行政に対する住民の不満が高まっていたと言うことである⁴²。

育成に戻ると、1870年春にクールーで播種されたヒマラヤスギのうち、5分の1が出芽したが、71年に生き残っていたのはその半分であった。報告書を書いたクールー担当森林官は、「ヒマラヤスギの再生産に関して、クールーのいくつかの森林の置かれている状況は、育成に成功しているとはとても言い難い。(中略)これらの森林に、再びヒマラヤスギが育つには、かなりの出費と痛みが必要である」と述べて、ヒマラヤスギ育成の難しさを嘆いている[anonymous 1871: 12]。こうした失敗の一方で、ビアーズ流域からは、1869-70年に432本、1870-71年には150本のヒマラヤスギが伐採された[ibid:: 15]。1871-72年にビアーズ林区で、35、557本のヒマラヤスギが植林された。クールでは、71年秋に、6マウンド(maund⁴³)のヒマラヤスギ、4マウンドのアトラスシー

⁴²⁾ 詳細は、「吉住 2008:50-2]

^{43) 1}マウンドは約37.4kg

ダー (Pinus Atlantica) が播種された [Baden-Powell 1872: 24]。1872年度に、 上クールーで141エーカーにヒマラヤスギが植林されたが、10%が失敗した [Ribbentrop 1874: 12]。上述の州知事の指示書で、知事が、この年度の森林 行政が必ずしも満足できるものとは思えず、遺憾であるとしながらも、ビアー ズ川流域のヒマラヤスギ育成は大いに進展していると称えている「Ribbentrop 1874: attached document] ことには、首をかしげざるを得ない。1874年度に は、クールーのダーナ・ビアルの4エーカーで1872年に播種されたヒマラヤス ギがよく育ち、間引が必要であるという [Stenhouse 1875: 9]。1874年には、 セラージのブラジダール (Blaidar) の80エーカーと、ドゥドゥルー (Dudlu) の50エーカーが伐採され、播種された。ダーナ・ビアルでは、46.886本の若木 が発芽した(75%が成功)。1875年には、ドゥングリ(Dungri)、ダーナ・ビ アル、シアル・ビアル、モナルガン(Monalghan)で32,800本が発芽し、1874 年の木の80%はうまくいっている。ドゥングリ、モナルガン、ドゥドゥルーで は、14マウンドが播種され、マナリーの森林小屋近くで4マウンド14シアーが 播種された⁴⁴ [Baden-Powell 1877: 18]。1876年のパンジャーブ森林行政年報に は、ビアーズ流域で、商人の筏の検査から、過剰伐採の兆候が見られるという 「ibid: 36]。1876年の11月と12月にドゥングリとダーナ・ビアルの木のない所 と、シアル・ビアルの半分に植林を行ったが、75%以上が失敗した。シアル・ ビアルで発芽した12,000本も状況は良くない⁴⁵⁾ [Baden-Powell 1878: 17]。

こうして1876年までの、森林局による森林育成を見てきたが、それらは、ここまでの分析では、必ずしも成功を収めているとは言い難い。1876年度になっても、75%以上が失敗している状況である。また、これらの育成の記述は、ヒマラヤスギにきわめて偏っている。他の樹種の育成についても、時々出てくるが、樹種の記載がないものも多く、おそらく、ヒマラヤスギの育成が当然視されていたことを物語るものと思われる。クールーの自然植生は、最上流部をのぞき、針葉樹と広葉樹の混合林である。そのことから自然条件は、必ずしもヒマラヤスギの育成に最適とはいえないのではないか。そのような中、枕木を始め、需要の大きいくヒマラヤスギの育成が、財政収入との関係からも重要視さ

⁴⁴⁾ いずれも樹種の記載はないが、ヒマラヤスギと思われる。

⁴⁵⁾ 同上。

れ,生態条件を軽視して競って育成が試みられたのではないかと思われる。それが,育成が順調にいかない原因でもあろう。

おわりに

この小論では、クールーのイギリス領編入から30年間の森林政策史を分析し た。筆者のイメージでは、この30年間に、クールーの森林は激変した。イギリ ス領編入以前のクールーの森林の状況を知ることができる資料が少ない中、残 された旅行者の記録からは、クールーに豊かな森林が存在していたことが窺え る。その豊かな森林は、イギリス領に編入された直後に始まった鉄道建設に よって一変することになった。編入直後は、まだ、枕木需要の圧力はそれほど 大きくはなかったが、1860年代に入るとその圧力は急速に大きくなっていった。 1862-63年のクレッグホーンの西ヒマラヤの森林調査は、そのような需要に応 えるための可能性を探るものであったと考えられる。1864年のスチュアートの 森林調査は、クールーから枕木用の木材の流下が始まる年に行われており、そ の報告書には、枕木用のヒマラヤスギをどうしても確保したいという思いが端 的に表れている。こうしてクールーで始まった枕木生産のための伐採と流下は、 小論で見たように膨大な量に上った。しかも、その伐採と流下は、しばしば、 浪費的なものとなった。急増する需要に応えるため、伐採と流下のやり方が、 大きく拙速に流れたためと推定される。こうしたことが、結果的にクールーの 森林を破壊したことは疑い得ないであろう。

一方,クールーの森林育成はどうであったか。これも,この小論が扱う時期においては決して成功しているとは言えない状態である。それは,小論で示した,パンジャーブ州P.W.D. などの会報やパンジャーブ州森林行政年報などの内容に,多くの失敗の記述があることから明らかである。しかも,それらは,各林区から森林行政官が報告したものをまとめたものであり,当然,失敗を隠していることもあると想定されるため,実際の失敗はもっと多かったであろう。最後に,クールーで採られた森林政策は,地域住民にどのような影響を与え

たのであろうか。実は、後代になると森林政策や森林行政に対する住民の意見 や行動などを知ることができる膨大な文書が存在するが⁴⁶、この小論の扱う時

^{46) [}吉住 2001], [吉住 2002], [吉住 2007], [吉住 2008], [吉住 2010b]を参照。

期には、残念ながらそれがほとんどない。しかし、この小論で、森林局が設置されて、森林の管轄権が税務局から森林局にに移行し、森林局による用益権規制が次第に強まっていったこと、1860年代後半には、クールーを含めパンジャーブ各地で森林行政に対する不満が湧き起こってきたことも明らかになった。このことから、当該時期に、クールーで採られた森林政策や森林行政によって、地域住民の困難が増加していったことはほぼ疑いない。

また、小論では、この不満に対してどのように対応するかをめぐって、この 時代から、森林局と税務局の対立があったことを示した。植民地政府も、住民 の困難への対応を模索したのである。それが、どの程度成果を上げたのかは別 にして。

クールーの森林政策は、この後重要な森林査定を迎える。1876年に、そのための予備調査が行われ、1878年森林法の改正を経て、1880年に森林査定の告知が出される。そして、森林局と税務局の対立による紆余曲折を経て、森林査定は1896年に決着する。今後のクールーの森林政策史についての分析は、稿を改めて論じたい。

引用文献

HSAはHimachal Pradesh State Archives. Simla

IOLはIndia Office Library, London (現British Library, Asia, Pacific and Africa Collections: 以下BLAPAC)

OFIはOxford Forestry Institute, Oxford (現Plant Science Library:以下PSL)

Abluwalia, M.S., 1998, *Social, Cultural and Economic History of Himachal Pradesh*, Indus Publishing Company, New Delhi

Agnew, P.D., 1899, Gazetteer of the Kangra District: Kulu, Lahul and Spiti, Government of Punjab, Lahore

Aithison, C.U., 1931, A COLLECTION OF TREATIES, ENGAGEMENTS AND SANADS RELATING TO INDIA AND NEIGHBOURING COUNTRIES, VOL. I., Government of India Central Publication Branch, Calcutta

Anderson, A., 1883, Demi-official Letter from Forest Settlement Officer to The Commissioner and Superintendent, Jullundur Division dated 16th January 1883, Serial No. 320,

- File No. 10(44), HSA
- Anderson, A., 1886, Report on the Demarcation and Settlement of the Kulu Forests, Government of Punjab, Lahore
- anonymous s.d., Working Plan for the Bias Forests, s.l., IOL Code: W. 3020
- anonymous, 1862, Letter from Commissioner and Superintendent, Trans Satlej State to Deputy Commissioner, Kangra dated 17 Nov. 1862, Serial No. 358, File No. 10 (86) I, HSA
- anonymous, 1863, Letter from Secretary of State of India to the Government of Fort St. George, dated 24 Apr. 1863, Serial No. 358, File No. 10(86) I, HSA
- anonymous, 1865a, Letter from the Conservator of Forest, Punjab to the Secretary to Government, Punjab, Public Works Department *Proceedings of the Government of Punjab in the Public Works Department from January to March 1865*, P.W.D. Press, Lahore, IOL Code: P/442/42
- anonymous, 1865b, Forest Report, Punjab for 1864–65, Forest submitted from the Conservator of Forest, Punjab to the Secretary to Government, Punjab, Public Works Department, Beas Division, dated 17th July 1865, *Proceedings of the Government of Punjab in the Public Works Department from January to March 1866*, P.W.D. Press, Lahore, IOL Code: P/442/28
- anonymous, 1866, Annual Report of Forest Administration in Punjab for 1865–66, Proceedings of the Government of Punjab in the Public Works Department from September to December 1866, P.W.D. Press, Lahore, 1866, IOL Code: P/442/31
- anonymous, 1867a, Letter from the Secretary to Government Punjab, P.W.D. to the Secretary to Government India dated 7 Jan. 1867, *Proceedings of the Government of Punjab in the Public Works Department from January to March 1867*, P.W.D. Press, Lahore, 1867, IOL Code: P/442/32
- anonymous, 1867b, Report on Forest operations in the Punjab, 1866–67, *Proceedings* of the Government of Punjab in the Public Works Department from July to September 1867, P.W.D. Press, Lahore, 1867, IOL Code: P/442/34
- anonymous, 1867c, Letter from the Deputy Commissioner, Kangra to the Commissioner and Superintendent, Jullundur Division dated 15th October 1867, *Proceedings of the Government of Punjab in the Public Works Department from October to December 1867*, P.W.D. Press, Lahore, 1867, IOL Code: P/442/35
- anonymous, 1868, Annual Report of the Forest Department, Punjab for 1867–68, Proceedings of the Government of Punjab in the Public Works Department from October

駿河台経済論集 第21巻第2号 (2012)

- to December 1868, P.W.D. Press, Lahore, 1868, IOL Code: P/442/39
- anonymous, 1869, Letter from Conservator of Forest, Punjab to the Secretary to Government Punjab, Public Works Department dated 26th March 1869, *Proceedings of the Government of Punjab in the Public Works Department from May to June 1869*, P.W.D. Press, Lahore, 1869, IOL Code: P/442/42
- anonymous, 1870, Letter from the Assitant Conservator of Forest, Bears Division to the Conservator of Forests Punjab dated 28th April 1870, Serial No. 334, File No. 59, HSA
- anonymous, 1871, Appendex O, Report on Punjab Forest Administration for 1870–71, Authority, Lahore, 1871, File No. 311RS252, OFI
- anonymous, 1872, Annual Report on the Punjab Forest Administration for 1871–72, Authority, Lahore, 1871, File No. 311RS252, OFI
- anonymous, 1873, Letter from Secretary to Government of India, Department of Agriculture, Revenue and Commerce to the Local Government and Administrators in the Bengal Presidency dated 14th January 1873, Agriculture, Revenue and Commerce Department Proceedings from 1873 to 1875, (s.d., s.l.), IOL Code: P/135
- anonymous, 1874, Letter from Conservator of Forest, Punjab to Secretary to Government Punjab dated 25th May 1874, Agriculture, Revenue and Commerce Department Proceedings from 1873 to 1875, (s.d., s.l.), IOL Code: P/135
- anonymous, 1876, Letter from the Secretary to Government India, Department of Revenue, Agriculture and Commerce to the Secretary to Government, Punjab dated 9 August 1876, Agriculture, Revenue and Commerce Department Proceedings from 1876 to 1878, (s.d., s.l.), IOL Code: P/856
- anonymous, 1916, The Punjab Forest Manual Vol. 1, Government of Punjab, Lahore
- anonymous, 1918, *PUNJAB DISTRICT GAZETTEERS VOLUME XXXA KANGRA DISTRICT*, Government of Punjab, Lahore
- anonymous, 1966, 100 years of Himachal Pradesh Forestry, Forest Department, Himachal Pradesh, Simla
- Arratoon, M., 1865, Letter to the Secretary to Government Punjab, Public Works Department dated 20th January 1865, *Proceedings of the Government of Punjab in the Public Works Department from January to March 1865*, (s.d., s.l.), IOL Code: P/239/42
- Baden-Powell, B.H., 1869b, Letter from Officiating Conservator of Forest, Punjab to Secretary to Government Punjab, P.W.D, *Proceedings of the Government of Punjab*

クールー初期森林政策史 1846-1876

- in the Public Works Department from November to December 1869, P.W.D. Press, Lahore, 1869, IOL Code: P/442/45
- Baden-Powell, B.H., 1870, Letter from Officiating Conservator of Forest Punjab to Secretary to Government Punjab, P.W.D. dated 21 May 1870, Serial No. 334, File No. 59, HSA
- Baden-Powell, B.H. et al., 1872, Report of the Proceedings of a Conference of Forest Officers Held at Lahore Jajuary 2 and 3 1872, Victoria Press, Lahore, OFI (no file NO.)
- Baden-Powell, B.H., 1872, Annual Report on the Punjab Forest Administration, Authority, Lahore, 1872, File No. 311RS252, OFI
- Baden-Powell, B.H., 1877, Report on Punjab Forest Administration for 1875–76, Authority, Lahore, 1876, File No. 311RS252, OFI
- Baden-Powell, B.H., 1878, Progress Report on Punjab Forest Administration for 1876–77, Authority, Lahore, 1877, File No. 311RS252, OFI
- Barnes, George C., 1851, *Report on the Kangra Settlement* (used jointly published version of Settlement Report of Kangra, by Barnes and Lyall, Lahore, 1889)
- Batten, G.H.M., 1877, A Letter from Batten G.H.M. Officiating Secretary to the Government of India, to the Secretary to the Government of Punjab, File No. 311RS252, OFI
- Brandis, D. et al., 1877, Suggestions regarding the Demarcation and Management of the Forests in Kulu: Being a Joint Report, Office of the Superintendent of Government Printing, Calcutta
- Calvert, J., 1873, Vazeeri Ripi, Rhe Silver Country of the Vazeers, in Kulu, E&FN Spon, London
- Carleton, M., 1887, Letter to the First Financial Commissioner dated 19 August 1887, Serial No. 321, File No. 10 (46) II, HSA
- Cleghorn, H., 1865, Report upon the Forests of the Punjab and the Western Himalaya, Government of Punjab, Roorkee
- Cunningham, Alexander, 1848, Journal of a trip through Kulu and Lahul, to the Chu Mureri Lake, in Ladak, during the months of August and September 1846, *Journal of the Asiatic Society of Bengal, March, 1848*, Asiatic Society of Bengal, Calcutta
- Fisher, C.P., 1897, Working Plan For The Kulu Forest, Government of Punjab, Lahore
- Harcourt, A.F.P., 1871, *The Himalayan Districts of Kooloo, Lahoul and Spiti*, Wm. H. Allen and Co., London
- Lake, C., 1866, Letter from Lieutenant Colonel C. Lake Financial Commissioner, Punjab to

駿河台経済論集 第21巻第2号 (2012)

- D. Forsyth Commissioner and Superintendent, Jullundur, dated 7 March 1866, Serial No. 378, File No. 110, HSA
- Lyall, J.B., 1872, *Kangra Settlement Report* (used jointly published version of Settlement Report of Kangra, by Barnes and Lyall, Lahore, 1889)
- Moorcroft, William and Trebeck, George, 1841, Travels in India: Himalayan Provinces of Hindustan and The Punjab in Ladakh and Kashmir; In Peshawar, Kabul, Kunduz, and Bokhara: from 1819 to 1825, John Murray, London
- Nadkarni, M.V. et al., 1989, The Political Economy of Forest Use and Management, Sage Publication, New Delhi
- O'brien, E., 1891, Notice to Residents in the Kulu Valley by Deputy Commissioner, Kangra dated 4th June 1891, Serial No 374, File No. 10 (127), HSA
- Pirazizy, A.A., 1992, Man and Environment: Himachal Himalayan Perspectives, Minerva Book House, Simla
- Plowden, H.M. et al., Judgment No. 1193 of 1892 in the Chief Court of the Punjab, Serial No. B-3, File No. 10 (152), HSA
- Ribbentrop, B., 1874, Report on Punjab Forest Administration for 1872–73, Authority, Lahore, 1873, File No. 311RS252, OFI
- Saberwal, Vasant K., 1999, Pastoral Politics: Shepherds, Bureaucrats, and Conservation in the Western Himalaya, Oxford University Press, Delhi
- Samler, W.H.G., 1935, Revised Working Plan for the Kulu Forests. 1934–35 to 1973–74, Government of Punjab, Lahore
- Shabab, Dilaram, 1996, *Kullu: Himalayan Abode of the Divine*, Indus Publishing Company, New Delhi
- Sharma, J.C., 1979, Rivised Working Plan for Kulu Forest Division (1979–80 to 1993–94), Forest Department, Himachal Pradesh, Simla
- Singh, Chetan, 1998, Natural Premises-Ecology and Peasant Life in the Western Himalaya 1800–1950, Oxford University Press, Delhi
- Stebbing, E.P., 1922-26, The Forests of India Vol. I-III, John Lane, London
- Stenhouse, W., 1875, Report on Punjab Forest Administration for 1874–75, Authority, Lahore, 1875, File No. 311RS252, OFI
- Stewart, J.L., 1865, Report on the Cenab Forest, on the Beas and Parbatti river, *Proceedings of the Government of Punjab in the Public Works Department from January to March 1865*, P.W.D. Press, Lahore, IOL Code: P/239/42
- Thomson, T, 1852, Western Himalaya and Tibet: a narrative of a journey through the

クールー初期森林政策史 1846-1876

- mountains of northern India, during the years, 1847-8, Reeve, London
- Young, W.M., 1874, Letter from W.M. Young Secretary to Financial Commissioner, Punjab to Captain W. Stenhouse Conservator of Forest Punjab dated 8 June 1874, Serial No. 331, File No. 10 (58) I, HSA
- 吉住知文,2001,「森林保全か放牧権か―植民地期の西ヒマラヤの牧畜をめぐって―」,篠田隆・中里亜夫(編)『南アジアの家畜と環境変動』,東京大学東洋文化研究所
- 吉住知文,2002,「植民地期インドの森林政策と住民生活」,柳澤悠(編)『現代南アジア4 開発と環境』、東京大学出版会
- 吉住知文,2007,「パンジャーブ政府森林委員会報告書1938の検討」『駿河台経済論集』16巻2号129-155
- 吉住知文,2008,「森林局対税務局―植民地期インドの森林政策をめぐって―」『駿河台経済論集』17巻2号37-65
- 吉住知文,2010a,「イギリス支配下のインドにおける森林行政の形成過程」『駿河台 経済論集』19巻2号125-158
- 吉住知文,2010b,「カールトン具申書(翻訳)―植民地期インドのクールー地方の森林行政に抗して―」『駿河台経済論集』20巻1号101-111